

藤枝順心中学校・高等学校同窓会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、藤枝順心中学校・高等学校同窓会と称し、事務局を藤枝順心中学校・高等学校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、会員の親睦と相互扶助及び資質の涵養を図り、並びに母校の教育活動の振興と生徒活動等を援助することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦及び相互扶助に関する行事等の開催
- (2) 文化教育活動事業の開催及び母校の行事等への共同開催及び支援
- (3) 母校の生徒活動等への支援
- (4) 会員の状況把握のための情報収集
- (5) その他必要と認める事業

第2章 組 織

(会 員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 藤枝順心中学校・高等学校の卒業生及び前身校卒業生
- (2) 特別会員 藤枝順心中学校・高等学校の現職員

(役員及び顧問)

第5条 本会は、次の役員を置き、その任務は次のとおりとする。

- (1) 名誉顧問 2名 藤枝学園理事長を推す。
藤枝順心中学校・高等学校校長を推す。
- (2) 会 長 1名 本会を代表し、会務を総括するとともに各機関を召集する。
- (3) 副会長 若干名 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- (4) 各年度代表幹事 若干名 会長に従い、会務を処理する。
- (5) 実行委員 若干名 会員相互の連携強化に努め、本会の運営に参加する。

(役員を選任)

第6条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長 正会員中より役員会で選出し、総会で承認を得る。
- (2) 副会長 会長が推薦し、総会で承認を得る。
- (3) 各年度代表幹事 各学年の卒業生の互選により選出する。

(4) 実行委員 正会員中より会長が選任する。

第3章 会 計

(会計年度)

第7条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(会 費)

第8条 本会の会費は、入会金及び寄付金等の収入をもってあてる。

第9条 正会員は、入会に際して別に定める入会金を納める。

第10条 本会の会費は、第3条に基づく事業の実施及び会の運営並びに同窓会名簿データの管理費等にあてる。

第11条 本会の会務は、当分の間、藤枝順心中学校・高等学校事務長がこの会務にあたる。

第12条 本会の事業及び会計・会務の報告は総会において行う。

第13条 本会の会計は藤枝順心中学校・高等学校会計事務手続きに準ずる。

第14条 本会の事務局は当分の間、藤枝順心中学校・高等学校事務部に置く。

第4章 総 会 等

第15条 本会の総会は、必要に応じて開くものとする。

第16条 本会の総会は、出席者の過半数以上の賛同を得て、決定する。

第17条 役員会は、会長、副会長、各学年代表幹事をもって構成し、会長が必要に応じて召集する。

第18条 総会及び役員会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長の選任及び承認
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 事業計画及び予算の議決
- (4) 会則の改正
- (5) その他の重要事項の審議

第5章 補 足

(細 則)

第19条 本会則の施行に関し必要な細則は、役員会の議を経て別に定める。

附 則

この会則は、平成13年11月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成 26 年 10 月 19 日より施行する。